

平成 2 8 年 7 月 1 3 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(仮称) 秋田港洋上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する意見について (通知)

環境影響評価法第 1 0 条第 1 項及び電気事業法第 4 6 条の 7 第 1 項の規定に基づく
環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、関係市長から別添のとおり意見がありました。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係
る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法
の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、事業計画を具
体化する過程における検討事項及び結果、その判断に至った経緯を詳細に準備書
に記載すること。
- (3) 洋上風力発電事業の実施に伴う水中音が海域に生息する動物に及ぼす影響等に
ついては十分に解明されていない点もあることから、国内外の最新の知見や事例
等の集積に努め、必要に応じて調査、予測及び評価に反映すること。
- (4) 対象事業実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、
これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的又は累積的な環境影響について
適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の調査時期について、夏季において窓の開放時間が長い地域特性を考慮し、秋季の調査に加え、夏季においても調査の実施を検討すること。

(2) 水質

風力発電機基礎の設置や海底ケーブルの敷設に伴い海底土砂の巻き上げ等が発生するおそれがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における海底の底質の状況や流向・流速を可能な限り把握した上で、工事中の水の濁りの影響について、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等、適切に予測及び評価すること。

(3) 動物（海域に生息する魚類等）

事業の実施に伴う魚類等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海域に生息する動物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ、サケ、サクラマス及びアユ等の魚種を予測対象種として選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に予測及び評価すること。

(4) 植物（海域に生育する海草藻類等）

事業の実施に伴う海域に生育する植物への影響について、必要に応じて現地調査の測線を防波堤の方向に延長する等、海草藻類の生育状況を適切に把握すること。

(5) 景観

対象事業実施区域周辺の日常的な生活環境からの景観について、眺望点からの風力発電機の可視領域を考慮し、必要に応じて調査地点を追加する等、適切に調査、予測及び評価すること。